



水産養殖管理協議会 (ASC)

Chain of Custody

(加工流通過程:CoC)認証モジュール

バージョン 1.0

2022年5月



著作権表示

© 2021 水産養殖管理協議会（ASC）財団。このサイトのすべての音声、視覚的要素と文章コンテンツ(すべての名前、データ、基準、画像、トレードマークおよびロゴを含む)は、水産養殖管理協議会（ASC）財団(Aquaculture Stewardship Council Foundation)あるいはその子会社、ライセンス、ライセンサー、サプライヤーおよび顧客が所有する商標権、著作権およびその他の知的財産権によって保護されています。

所在地:

水産養殖管理協議会（ASC）
Daalseplein 101
3511 SX Utrecht
The Netherlands

事業登録番号 34389683

これらの要求事項に対する責任

水産養殖管理協議会（ASC）は、このドキュメントに対する責任を負います。

発行バージョン:

バージョン番号	日付	修正点の説明
1.0	2022年3月10日	ASC 理事会によって承認済み
1.0	2022年5月30日	公開日
1.0	2023年5月30日	発効日

ASC について

ASC とは、Aquaculture Stewardship Council の頭字語です。協議会は、独立した非営利法人です。ASC は、2010 年に WWF (公益財団法人世界自然保護基金)ならびに IDH(持続可能なトレード・イニシアチブ) によって、責任ある水産養殖の国際基準を管理・運営することを目的として設立されました。ASC 基準は、WWF が立ち上げならびに運営を行った、一連の円卓会議「アクアカルチャー・ダイアログ」によって最初に策定されたものです。

ASC とは

ASC の認証プログラムおよびロゴは、責任ある水産養殖業を認識し、推進するものです。

ASC は、グローバルな組織であり、国際的に水産養殖生産者、水産加工処理業者、飼料生産者、小売と食品サービス事業者、科学者、環境保護グループ、社会活動 NGO および公的機関と協力し、水産養殖で、環境および社会的最良の慣行の促進活動を行っています。

ASC の活動

パートナーとの協力により、ASC は、環境・社会面で最良の水産養殖パフォーマンスの促進を通じ、世界の水産養殖市場に変革をもたらすためのプログラムを執行しています。ASC は、持続可能性に配慮し、責任ある生産の認証を取得した水産養殖製品の入手性を高めることを目指しています。ASC の消費者向けロゴは、生産と加工・流通過程で、基準の順守についての第三者認証を示し、また ASC 認証製品の選択を円滑化するものです。

ASC が達成すべき目標

ASC は、次の目標の達成によって、水産養殖慣行全体に変革をもたらすことを目指します:

- 信用:** [ISEAL](#) ならびに国際連合食糧農業機関 (FAO) のガイドラインに基づいて策定された基準、また多くのステイクホルダーと、オープンで透明な、科学に基づいたパフォーマンスマトリックス。
- 実効性:** 水産養殖の環境・社会への主要な負荷を縮小し、かつ養殖場効率を高めつつ、そのフットプリントを最小化すること。
- 付加価値:** 消費者ロゴによって、責任ある慣行を促進し、養殖場と市場をつなげること。

ASC 認証制度の概要

ASC 認証制度は、3つの部分から構成されます:

1. ASC 基準

ASC は、ASC 基準に基づく、1つ以上の魚種の養殖、または認証水産製品の生産に対して、認証を提供する、独立した第三者認証制度です。

対象となる魚種グループは、環境および社会への潜在的な負荷、市場価値、および国際貿易での取引量、あるいはそのポテンシャルを基準として選ばれています。現在対象となっている魚種は次を含んでいます: アワビ; 二枚貝(ハマグリ、カキ、ムラサキイガイおよびホタテ); ヒラメ; 淡水マス; パンガシウス; サケ; シーバス・タイ・オオニベ; ブリ・スギ類; エビ; ティラピアおよび熱帯魚。ASC-MSC 共同 海藻(藻類) 基準も設けられています。ASC は、その他水産養殖種に適用される基準および指標も継続して策定しています。

アクアカルチャー・ダイアログを通じて、ASC 基準(ASC Standards)の策定には、養殖業者、水産加工処理会社、小売業者、食品サービス事業者、NGO、政府機関と研究所を含む 2,000 人を超える参加者が加わっています。アクアカルチャー・ダイアログは、普遍的で、オープンかつ透明な話し合いを通じ、水産養殖の環境および社会への主な負荷を最小化することに注目したものです。ダイアログではそれぞれ、単一あるいは複数の主要な水産養殖魚種についての要求事項が決定されました。本規格策定プロセスは、*ISEAL 社会および環境基準設定最良慣行コード (ISEAL Code of Good Practices for Setting Social and Environmental Standard)* のガイドラインおよび *FAO 水産養殖認証技術的ガイドライン (FAO Technical Guidelines on Aquaculture Certification)* に従ったものです。本基準は、科学と水産慣行ならびに指標・メトリックに基づき、さまざまなタイプの生産活動、地理的位置および規模の事業を対象とし、様々な生産システムに対して包括的に適用されます。

本基準は、独立の基準策定組織として、ASC によって所有され管理されます。上に述べられるとおり、既存の基準の調査および新しい基準の策定と修正は、厳格なガイドラインに従って行われます。

ASC は、2021 年 6 月に、ASC 飼料基準を発表しました。これは、魚種ごとの基準を補完し、責任ある水産養殖の認識を支援するためのものです。

2. 認定を受けた認証機関 (適合性評価機関 : CAB) による独立した第三者審査

ASC 認証の申請者は、認証機関 (適合性評価機関 : CAB) に審査を依頼します。審査を申請する事業者が、認証済み製品を、認識された加工・流通過程で販売すること、ならびに ASC ロ

ゴ、声明文、その他ラベルを製品に添付することが認められるには、認定機関 (AAB) に認定された認証機関 (適合性評価機関 : CAB) からの審査を受けることが必要となります。

認証の取得は、認定を受けた認証機関 (適合性評価機関 : CAB) が、ASC 基準に従い生産者や加工業者を審査し認証を発行するプロセスです。審査には初期審査と年次監査が含まれます。ASC は、資格認定業務を提供する、特別に指名される認定機関 (AAB) と協力しています。

ASC が協力を行う AAB は、この文書内の要求事項に沿って認証機関 (適合性評価機関 : CAB) の評価に責任を負います。認定の決定はすべて、ISO 17011 に従って、AAB によって独立して行われます。ASC、AAB および CAB の各組織が独立性を保つことで、世界中のすべての審査が申請者・対象者に対して、偏見なく、高品質で、客観的な審査と認証の判断が行なわれることが保証されています。

3.MSC Chain of Custody (CoC)認証および ASC トレードマーク

ASC ロゴおよび声明文は、認証並びにライセンスを取得した、養殖場、加工会社および流通事業者による使用向けに策定され、ASC 認証製品を、バリューチェーン全体において、特に消費者が容易に識別できるようにすることを目指しています。ASC ロゴ、声明文、トレードマークの使用は、継続して認証を受けた加工流通過程 (CoC) を通じて販売される製品にのみ認められます。これは、生産から最終販売時点まで、証明された製品のトレーサビリティを保証するためのものです。ASC では、CoC は、MSC 加工・流通過程管理チェーン (chain of custody) システムの適用を通じて証明されます。ASC ロゴ、声明文あるいはトレードマークは、ASC 認証取得済み生産元から始まり、MSC(ASC)認証 CoC を通じて販売される製品でのみ使用が認められています。

MSC 管理基準証明をすでに取得し、さらに ASC 認証製品の取り扱いも希望する場合は、認証機関 (適合性評価機関 : CAB) に対して、既存の CoC 認証書に範囲拡張を申請することで、ASC 認証製品を加えることができます。さらに ASC/MSC CoC 基準に応じて、特定の要求事項が適用される場合があります。さらに詳しい情報は、ASC ウェブサイトで参照することができます。

ASC 基準と同様、ASC ロゴ、声明文ならびにトレードマークの使用権は ASC が所有し、これらの使用の様相をすべて管理しています。

目次

著作権表示.....	1
これらの要求事項に対する責任.....	2
ASC について.....	3
ASC 認証制度の概要.....	4
このドキュメントについて.....	7
基準参照.....	7
PART A – MSC CoC 規格標準バージョンv5.0、MSC CoC 規格グループ・バージョンv2.0 と MSC CoC 規格消費者向け事業者 (CFO) バージョンv2.0 (事業者向け要求事項) への追加.....	8
ASC CoC 認証の適格性.....	8
原則 1. 認証製品は、認証取得サプライヤーから調達を行う.....	8
原則 4. 認証済み製品は、追跡が可能で、かつ取引数量が記録される.....	9
原則 5. 事業者の管理システムは、この規格の要求事項に対応するものであること.....	10
PART B - CoC 認証要求事項v3.1 への追加(認証済み認証機関 (適合性評価機関 : CAB) の要求事項).....	12
認証欠格条項.....	12
6.3 適用および範囲拡張.....	13
7 監査計画.....	13
11.3 サーベイランス頻度、追加監査および不適合.....	13
PART C - MSC 一般認証要求事項v2.4.1 への追加(認証済み認証機関 (適合性評価機関 : CAB) の要求事項).....	15
4.8.6 CoC 審査申請者との契約.....	15
7.4.9 CoC 認証書差し止めの根拠.....	15

PART D – MSC-MSCI 用語集 v1.3 への追加	16
ASC 不適合製品	16
CoC 基準の範囲.....	16
海産物偽装表示	16

このドキュメントについて

これらの ASC CoC 認証要求事項モジュールは、ASC 製品を対象とする、加工流通過程（chain of custody）の監査を実行する、すべての認証機関（適合性評価機関：CAB）の基準として適用されます。

本文書は、MSC 枠組文書の補足的な要求事項を定めるものです：

- [加工流通過程（Chain of Custody :CoC）規格：標準バージョン v5.0](#)
- [加工流通過程（CoC）規格：グループ・バージョン v2.0](#)
- [加工流通過程（CoC）規格：消費者向け事業者（CFO）用バージョン v2.0](#)
- [流通加工過程の認証要求事項 v3.1](#)
- [一般認証要求事項 v2.4.1](#) ならびに
- [MSC-MSCI 用語集 v1.3](#).

注意：これらの MSC 枠組文書からのテキストは「イタリック体で引用されています」。原文の段落番号・節番号の参照が保持されています。

基準参照

以下にリストされたドキュメントは、ASC 認証要求事項(ASC Certification Requirements)の一部です。

下記は、CoC 申請者および認証取得者に直接適用されます：

- a) この ASC CoC モジュール
- b) MSC (ASC) CoC 規格
- c) ASC データ保持およびデータ保有方針； www.asc-aqua.org を参照
- d) 政府あるいはその他管轄当局の適用法令や規則。

PART A – MSC CoC 規格標準バージョン v5.0、MSC CoC 規格グループ・バージョン v2.0 と MSC CoC 規格消費者向け事業者 (CFO) バージョン v2.0 (事業者向け要求事項)への追加

ASC CoC 認証の適格性

ASC CoC 認証については、加工処理、請負加工処理、包装梱包、あるいは再包装・梱包を事業活動に含む事業者は、ASC CoC 認証を受ける全期間にわたり、サプライチェーン活動の範囲を対象とする、[グローバル食品安全イニシアチブ\(Global Food Safety Initiative\)\(GFSI\)](#)に承認されたスキームあるいは [ISO 22000](#) による認証の取得が必須となります。

年間売上が 200 万ユーロ未満 **あるいは** 水産物取引量が年間 200 トン未満、**あるいは** 水産事業従業員(ピーク時含む)が 50 人未満の事業者は、この要求事項から免除されますが、食品安全規則および検査が適用されます。

ガイダンス。 活動は、[MSC CoC 認証要求事項\(MSC CoC Certification Requirements\)v3.1](#) の“表 4.活動範囲定義” に定義されているとおり。指定された活動を行なう拠点のみが、GFSI 承認のスキームあるいは ISO 22000 認証の対象となります。事業規模により免除を受けた事業者は、例えば [BRCS START](#)、[GFSI Global Markets Programme](#)、イギリスでは [Safe and Local Supplier Approval \(SALSA\)](#) および小規模会社のその他同様のプログラムなど、規模と地域に適切な独立した機関の認証を通じて安全かつ合法的な水産業生産を実証することが強く推奨されます。

原則 1. 認証製品は、認証取得サプライヤーから調達を行う

1.1. 「事業者は、すべての製品が認証済みサプライヤー、漁業者あるいは養殖場から調達されることを保証するプロセスを設置すること。」

1.1.1.ASC 養殖場から直接調達を行う事業者は、新しい養殖場サプライヤーの追加を含め、CoC の出発点をチェックし、養殖場の認証が終了してから、サプライチェーンの最初のバイヤーとしての購買時点まで、各ポイント間の CoC 認証にギャップがないことを確認すること。

1.1.1(a). 認証にギャップが確認され、対応が行われない場合、認証済み加工・流通過程管理は不適合とみなし、事業者は、影響を受ける製品を認証済みとして販売することは認められない。

1.1.1 と 1.1.1(a)のガイダンス。 さらに MSC の CoC の規格ガイダンス 1.1 も参照。CoC の出発点は、養殖場審査報告書に定義されるとおりとし、また養殖場証明書に記載が必要となりま

す。例えば、養殖場(あるいは養殖場 CoC) 認証の対象が、港湾の荷降ろし時点で終了している場合、最初のバイヤーの CoC 認証は港湾以降のポイントをカバーする必要があります。例えば、養殖場(あるいは養殖場 CoC) 認証の対象が、養殖場のゲート地点で終了している場合、最初のバイヤーの CoC 認証は養殖場ゲート以降のポイントをカバーする必要があります。ギャップが生じていた場合、CoC 認証取得を保証することにより、対応が可能となります。これは、事業者の CoC 認証の範囲に、あるいは別の認証事業者(場合に応じ CoC あるいは養殖場) の範囲内に含めることができます。

1.1.2. ASC 養殖場から直接調達を行う事業者は、認証済みとして販売される製品の適格性に影響しうる要因を、新しい養殖場サプライヤーの追加を含めてチェックすること。

1.1.2 についてのガイダンス: [認証済みとして販売される製品の適格性に影響しうる要因のリスト](#)は ASC ウェブサイトを参照。事業者で扱う製品に影響する要因の該当有無についてはこのリストを参照。

原則 4. 認証済み製品は、追跡が可能で、かつ取引数量が記録される

4.4 「事業者は、認証済み製品の取引数量計算が可能な記録を維持するものとする。」

4.4.2. (MSC CoC 規格の 4.2.2: 消費者向け事業者 (CFO) バージョン v2.0)。事業者は、ASC によって指定された頻度および形式で、要求されたデータを ASC に提出する。

4.4.2 についてのガイダンス。 (MSC CoC 規格の 4.2.2: 消費者向け事業者 (CFO) バージョン v2.0)。送信が必要となるデータは購入数量および売上高、魚種、バイヤーおよびサプライヤーを含み、消費者向けならびに非消費者向け製品を対象とします。例えば検証などで要件の適合を確認することが必要となった場合、認証取得の生産者からの原料であるが認証製品としては販売されていない製品のデータについても対象となる場合があります。詳細な情報は [ASC ウェブサイト](#)を参照。

4.4.3. (MSC CoC 規格: 消費者向け事業者 (CFO) バージョン v2.0 に適用なし)。ASC 認証を取得した製品として水産物が購入されたが、非認証に転換された場合(かつその後、認証製品としては販売されない場合)、事業者は必要に応じて検証にそのような転換製品の記録へのアクセスを提供すること。

4.4.3 についてのガイダンス。 (MSC CoC 規格: 消費者向け事業者 (CFO) バージョン v2.0 に適用なし)。これらの記録へのアクセスは ASC、CAB あるいは認定機関に提供が必要となる場合があります。

原則 5. 事業者の管理システムは、この規格の要求事項に対応するものであること

5.2 “変更の報告”

5.2.1.1. (MSC CoC 規格の 5.3.1.1: 消費者向け事業者 (CFO) バージョン v2.0 に適用あり)。 ASC CoC については、事業者では、下記のいずれかが該当した場合、2 日以内に CAB に通知できるよう、実効性のあるプロセスを定めるものとする:

- (a) 事業者の GFSI 承認されたまたは ISO 22000 の認証が無効となった場合(事業者が加工処理会社または包装梱包会社であり、規模に基づいた免除が適用されていない場合)。
- (b) CoC 規格の範囲に関する訴訟事件またはその他法的行為が発生した場合。
- (c) 自社またはその製品が、任意の適用を受ける準拠法、規則、ASC 基準および(または)要求事項に適合しないことが判明した場合。

「5.4 不適合製品」

5.4.2. (MSC CoC 規格の 5.5.2 : 消費者向け事業者 (CFO) バージョン v2.0 に適用あり)。 製品が基準に適合していない場合、不適合製品対応プロセスに従った対処を行う。

「5.5 トレーサビリティおよびサプライチェーン保証の要請」

5.5.2.1. (MSC CoC 規格の 5.6.2.1: 消費者向け事業者 (CFO) バージョン v2.0 に適用あり)。 ASC CoC の目的で、事業者は MSC あるいはその指定の代理人、ASC あるいはその指定の代理人、CAB および・または認定機関に対して、製品認証試験あるいは適合確認のため、認証を持つ生産者からの水産物あるいは他のサンプルを集めることを認めるものとする。

5.5.2.1 についてのガイダンス。 (MSC CoC 規格の 5.6.2.1: 消費者向け事業者 (CFO) バージョン v2.0 に適用あり)。認証済み生産者からのサンプルは認証製品として販売または出荷されていない水産物も含まれます。認証製品として販売または出荷されていないサンプルの収集は、検証目的、ASC で新しい製品認証ツールの開発の必要が生じた場合のみ行われ、定期収集は行いません。ASC によって試験サンプルが要求され、結果が適合していた場合、費用は ASC が負担します。CAB は、さらに試験サンプルを収集することを決定する場合があります、この場合には、費用は認証取得業者が負担する。手法については ASC のサンプリングガイドを参照。

5.8(MSC CoC 規格の 5.9: 消費者向け事業者 (CFO) バージョン v2.0) ASC CoC のための 特殊要求事項

5.8.1. (MSC CoC 規格の 5.9.1 : 消費者向け事業者 (CFO) バージョン v2.0 に適用あり)。 事業者は、最新の介入計画を含めた、水産養殖製品を対象とした食品不正行為脆弱性アセスメント (FVA) 手順を設け、維持する。

5.8.1. についてのガイダンス。 (MSC CoC 規格の 5.9.1 : 消費者向け事業者 (CFO) バージョン v2.0 に適用あり)。この要求事項の目的は、水産不正行為の発生しうるリスクエリアに対する意

識を向上し、注意を喚起し、事業者に対し長期的にプロセスを改善するよう奨励することです。FVA の目標は、食用製品または原材料に影響しうる潜在的な脆弱性を理解し、また食品不正行為の予防および対策戦略の優先度のフレームワークを提供することです。介入計画は、識別された脆弱性を緩和するために必要とされる管理/介入、およびこれらの手段がどのように実行されるかを識別するものであることが必要です。

FVA 手順および介入計画は、事業者が認定を取得した GFSI に承認された食品安全性スキームが定めるとおりとし、提供される水産養殖製品を対象とします。FVA は、すべての ASC CoC 認証書取得者に必須となります。これは、この ASC CoC モジュールにおける、GFSI に認識されたスキームの証明要求事項が適用されない場合も含まれます。FVA は、事業者の脆弱性評価重要管理点 (Vulnerability Assessment Critical Control Points) (VACCP)あるいは脅威評価重要管理点 (Threat Assessment Critical Control Points) (TACCP)計画の既存の要素が含まれます。

評価は、事業者に適切なタイミングで、通常の内部管理サイクルの一部として 1 年当たり少なくとも一度行われます。介入計画も、同じサイクルで行われます。これは、事業者の最新のリスクおよび実際の事象を反映し、また食品不正行為の関連リスクに効果的に対処できるものであることが必要です。

FVA に使用できる資源およびツールの例:

- [GFSI 食品不正行為技術文書](#)
- [SSAFE 食品不正行為脆弱性評価](#)
- [USP 食品不正行為対策ガイダンス](#)
- [食品不正行為脆弱性評価のための原材料プレスクリーニング](#)
- [PAS 96: 2017 食品不正行為防止](#)
- [食品不正行為スクリーニングモデル - 項目, 一ページまとめ文書, プライマー および Excel ガイド](#)
 - [Spink, J, DC Moyer および C Speier-Pero.2016.“食品不正行為の初回審査モデル \(FFIS\)導入” 食品管理 69: 306–314.](#)
- [Campden BRI ガイドライン 72: TACCP/ VACCP 解説ガイド、第二版](#)
- [食品不正行為アドバイザー脆弱性評価ツール](#)
- [ミシガン州立大学と DNV の食品不正行為関連ウェビナー・シリーズ](#)
- [BRC 脆弱性評価理解 & BRC 食品解釈指針](#)
- [FSSC 22000 指針書: 食品不正行為対策](#)
- [SQF 食品不正行為防止実装&監査指針 & サイトと監査人のための指針](#)
- [IFS 製品不正行為防止対策ガイドライン](#)
- [脆弱性評価による食品不正行為防止対策](#)

小規模ビジネスあるいはより発展途上にあるビジネスでは、[BRCGS START](#)、[GFSI Global Markets Programme](#)、イギリスの [Safe and Local Supplier Approval \(SALSA\)](#) および小規模会社のその他同様のプログラムなどを参照できます。同様の目標に対応するその他ツールあるいはガイドも使用できます。

PART B - CoC 認証要求事項 v3.1 への追加(認証機関の要求事項)

認証の欠格条項

6.2.8.1: 認証機関（適合性評価機関：CAB）は、ASC によって定義された認証の欠格条項のいずれかに該当する事業者に対しては、認証を行わない（更新しない）。

次の欠格条項は、事業者の実質所有者、責任者、スタッフあるいはその他関連する当事者あるいはその他事業者の管理下にある他の事業体にかかわる活動に関するものである。

- 「CoC 基準の範囲」に関連する適用法令あるいは規則に適合しない、非合法活動あるいは製品*1
- 文書偽造あるいは「水産不正行為」のような詐欺的活動*2
- 腐敗あるいはその他非倫理的行為
- 繰り返された、再発するあるいは系統的な不適合の履歴
- 強制労働、児童労働、奴隷制あるいは人身売買の刑事訴追
- 事業者の透明度、公平性あるいは全体的な信用についての疑念が発生した場合、ASC に対するレピュテーション・リスクとみなされる

6.2.8.1 についてのガイダンス: 基準が適用される客観的証拠が必要となります。関連情報と証拠は ASC、認証機関（適合性評価機関：CAB）あるいはその他当事者から提供を受けることができます。事業者の認証可否について、CAB では判断に確信が持てない場合、十分な注意を行い、事業者の ASC 要求事項適合を実証する証拠が得られるまで、認証を認めないものとします。ASC は、欠格基準の適用は、比較的まれかつ深刻な場合にのみ生じるものとみなしています。

*1参照定義: CoC 基準の範囲

*2参照定義: 水産不正行為

会社は、適切な原因分析を行ったことの十分な証拠および是正措置の有効な実装を証明してから 24 か月後に、証明適格と見なされます。

下表は、非合法活動または製品についての基準に関して、範囲内とみなされる準拠法の例を提示するものです。これは、範囲外となる法律の例ではありません。

適用可能/範囲内	適用外/範囲外
サイトと機器を含めた営業許可およびライセンス	環境法令(許可とライセンスの一部に含まれない場合)
記録管理と報告関連法、その他トレーサビリティに影響するもの	租税と破産法
ラベル表示法、パッケージ規制法および製品・商品関連法	刑法(暴力犯罪、薬物およびアルコール、ホワイトカラー犯罪)
食品安全法と公衆衛生規制法	海事法
商事法および会社法(管理システムに関するもの)	安全保障法
社会と労働法(児童労働、強制労働、奴隷制度、人身売買、市民権、移民法)	家族と身体傷害法

6.3 適用および範囲拡張

6.3.1. 「CoC 認証に対する推奨オプションを確立し、審査申請者の認証手続きに対する 適格性を確認したのち、CAB は、申請者に対し、審査に必要な情報の提出を求める: ...」

6.3.1(e) … 24 か月以内に生じた、CoC 基準の範囲に関する進行中の訴訟事件あるいは結審した訴訟事件、あるいはその他関連する法的行為。

7 監査計画

7.3.ASC CoC の補足監査計画

7.3.1.ASC CoC については、各監査に先立って、監査役は、その活動に加工処理、加工処理請負、包装梱包、あるいは再包装梱包を含む事業者が、ASC CoC 認証の全期間にわたり、そのサプライチェーン活動範囲をカバーする GFSI で承認されたスキームまたは ISO 22000 の認証済みであることを確認するものとする。(事業者が規模に基づきこれらを免除されていない場合。適格性基準を参照)。

11.3 サーベイランス頻度、追加監査および不適合

11.3.2.5. 11.3.2 に加えて、ASC CoC 認証保有者は、ASC の未発表の監査リスク計算式によって決定されるリスクベースに基づき、抜き打ち監査の対象となる。

(a) ASC CoC 申請者・保有者が 100 件未満の CAB では、付加的にハイリスクの ASC CoC 申請者・保有者 1 件を選択し抜き打ち監査を行う。

- (a) ASC CoC 申請者・保有者が 100 件を超える CAB では、付加的にハイリスクの ASC CoC 申請者・保有者 2 件を選択し抜き打ち監査を行う。
- (c) この要求事項については、監査は実地で行う必要はない。
- (d) この要求事項については、抜き打ち監査は年度定期監査に加えて行われるものではない。
- (e) CAB または ASC によって必要であると判断した場合、抜き打ち監査中にテストのための製品・サンプル収集を行う。

11.3.9.1.ASC CoC に関して、認証機関（適合性評価機関：CAB）が、認証サイクル中の、なんらかの時点で申請者・対象者の不適合の客観的証拠を得た場合、CAB は、適時に不適合についての報告を行い 9.24 につき分類を行う、あるいは不適合の性質に基づき、関連する認証判断を行う。

11.3.9.1 についてのガイダンス。認証機関（適合性評価機関：CAB）は、その他当事者の行為または不作為のいずれかにかかわらず、客観的証拠に基づき調査や決定を行う。「適時に」とは、遅滞なくすみやかに行うことを意味する。対応アクションは、問題の重大性と、利用可能な証拠に依存して、既存の要求事項に基づいて決定され、認証の却下、不適合決定あるいは証明書の保留または撤回を含む場合がある。

11.3.9.2.ASC CoC について、認証済み認証機関（適合性評価機関：CAB）が、以下の a)、b) あるいは c) を関知した場合、7 日以内に、CAB は、CoC 基準の関連条項との適合を確認する日程表と対応アクションを決定すること：

- a) ASC ロゴライセンス契約 (ASC Logo License Agreement) が、ASC からの通知による適合関連の問題などで保留または終了された場合。
- b) CoC 基準の範囲に関する訴訟事件またはその他法的行為が発生した場合、
- c) 事業者から、事業者またはその製品が、関連する条例や規則、ASC 基準および(または)要求事項に適合しないことが申告された場合。

11.3.9.3. 認証機関（適合性評価機関：CAB）は、ASC ロゴライセンス契約の要求事項の不適合を確認した場合、5 日以内に ASC に通知するものとする。

11.3.10. 認証機関（適合性評価機関：CAB）は、ASC からの任意の要請に対応し、製品認証試験あるいは一致の検証の目的で、認証を持つ生産者からの水産品のサンプルまたはその他物質を収集するものとする。

11.3.10 へのガイダンス。この CoC モジュール 5.5.2.1 節のガイダンスを参照。サンプリングは ASC のサンプリングガイドを参照。サンプル提供の要請は ASC リスク評価に基づいて行われます。認証機関（適合性評価機関：CAB）へのサンプル提供要請は、主として ASC スタッフあるいはその代理人によるサンプル収集が可能ではない場合に行われます。

PART C - MSC 一般認証要求事項 v2.4.1 への追加(認証機関の要求事項)

4.8.6 CoC 審査申請者との契約

4.8.6 「認証機関（適合性評価機関：CAB）の CoC 審査申請者・対象者との契約では、下記を指定する:

a. 審査申請者・対象者は、適切な MSC CoC 基準に従うことを要求される。」

i. ASC 範囲の審査申請者については、申請者・対象者は、ASC CoC モジュールへの適合が要求される。

7.4.9 CoC 認証書差し止めの根拠

7.4.9 「認証機関（適合性評価機関：CAB）は、下記が生じた場合、CoC 認証書を保留する:」

7.4.9(k). CAB または ASC は、事業者が ASC によって定義された欠格基準のうちのいずれか該当するかどうかの確認を行う。

7.4.9(l). 事業者が GFSI に承認されたスキームまたは ISO 22000 認証の取得が必要とされ、かつその認証が CoC 認証の期間中に無効となった場合。

PART D – MSC-MSCI 用語集 v1.3 への追加

ASC 不適合製品

製品が認証済みとして認識され、販売され、出荷されているにもかかわらず、ASC 認証取得養殖場に由来するものであるという証拠がない場合、あるいは ASC 要求事項に適合しない場合。ASC に従わない製品は、認証製品として販売することは認められない。

CoC 基準の範囲

CoC 基準の対象トピックの範囲を参照。トピックが範囲内として考慮されるには、トピックと関係する CoC 基準に少なくとも 1 つの節がなければならない。例えば、範囲内のトピックは製品表記・ラベル付け (2.3 と 2.4)、水産品不正行為 (3.1 と 5.8)、トレーサビリティ(原則 4)、強制労働と児童労働 (5.7)、そして食品安全性(適格性)であり、環境上のトピックは範囲外とみなされる。

水産物偽装表示

海産物偽装表示とは、顧客を欺く意図をもって、金銭または経済的利益のため、水産製品(あるいは原材料)の慎意図的な虚偽表示を行うことを指す。水産不正行為は、国内的にまた国際的にサプライチェーンにわたる様々なタイプの多数のポイントで発生するものである。

その例は代替品の使用(別の魚種による代替、非認証製品を認証品として販売するなど)、数量の水増し、製品および(または)原材料の故意の虚偽表示、生産地の虚偽表記、虚偽のブランド行為、詐欺的マーケティング、変造、文書偽造、許可されない添加物の使用、製品重量を詐欺的に増加させるため水結合の添加物の使用、加水あるいは氷の追加によるかさ増し、視覚的な質を高める食品添加物の不正な使用、声明文と一致していない物質(非 GMO、飼料原材料など)の包含、あるいはその他が含まれる。